

令和6年1月8日
建築住宅課
課長 渡邊 学
内線 5300
外線 076-225-1775

民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）について

1 概要

令和6年能登半島地震により、住宅に大きな被害を受けた被災者の方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供しています。

2 対象区域

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町
(令和6年能登半島地震により災害救助法が適用されている市町)

3 対象者

当該災害時に上記の市町に居住する者であって、

- ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ・半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者、など

4 主な住宅の条件

石川県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

2人以下の世帯	6万円
3人～4人の世帯	8万円
5人以上の世帯	11万円

5 入居期間

入居から2年以内

(応急修理制度を併用する場合は令和6年1月1日から6か月以内)

6 詳細

詳しくは以下をご覧ください。

URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/chintaigata.html>